

平成 20 年度

第 1 回太子社会教育審議会議事録

日 時 平成 21 年 3 月 19 日(木) 午前 10 時 00 分

場 所 太子町立文化会館 2 階会議室

太子町教育委員会 社会教育課

平成 20 年度第 1 回太子町社会教育審議会議事録

会議内容

1. 開会のことば
2. 会長のあいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 議題
 - 1) 斑鳩寺境内の町指定について
 - 2) その他
5. 閉会

出席した委員	森田 文章	首藤 季義	室井 美千博
	小寺 啓章	廣岡 稔也	長久 薫
	山本 令子	花谷 勝一	田中 俊英
	田中 孝生	科野 新一	

専門委員(法隆寺領播磨国鵜荘史跡等検討専門委員長)

小林 基伸 (大手前大学総合文学部准教授)

欠席した委員	赤松 秀樹	稲村 忠義	今村 雅代
--------	-------	-------	-------

出席した事務局職員	課長	森田 眞一	係長	森田 まさ代
	説明員	文化財係	三村 修次	

事務局 開会あいさつ。今回開催の主旨を説明

会 長 あいさつ。審議内容説明。

会議録署名委員の指名。室井委員と小寺委員へ依頼。

三 村 経緯説明・平成 17 年 5 月 31 日付で太子町教育委員会より社会教育審議会へ「斑鳩寺講堂・天神社、聖霊権現社」と「斑鳩寺境内」について町指定文化財認定の諮問があった。

・平成 18 年 5 月 23 日付で「斑鳩寺講堂・天神社、聖霊権現社」の 3 棟の建造物については審議の結果、指定すべきものとして教育委員会へ答申を行い、町の文化財指定を受けた。

・「斑鳩寺境内」については継続審議となり、このことについて、鵜荘史跡等検討専門委員会にて平成 20 年 10 月 20 日、平成 21 年 2 月 9 日の 2 日間大阪市立大学文化交流センタ - において、委員の先生方で調査検討し、結論が出ましたので専門委員長の小林先生からこの審議会委員会の会長へ報告があります。小林専門委員長へ報告依頼。

小林専門委員長からの報告

町指定史跡候補 斑鳩寺境内及びこれに伴う富ノ小川

- ・所在地等 太子町鷺字斑鳩寺 705 番地の他 16 筆、面積 16,172.27 m²
- ・所有者及び管理者 宗教法人斑鳩寺

斑鳩寺境内の指定内容についての説明

鷺荘において重要な役割を果たしてきた斑鳩寺は、奈良法隆寺の別院として造営された。創建年代は明らかでないが、仁王門東北部の基壇から寛治 5 年（1091）と推定される文字瓦と平安時代後期の軒平瓦・軒丸瓦が出土していることから、瓦からの年代から 11 世紀後半に建立と考えられています。嘉暦 4 年（1329）の鷺荘絵図を模写した至徳 3 年（1386）の鷺荘絵図では、絵図に本堂、太子堂、聖霊社が描かれております。その後、戦国時代になりますと、太子堂、本堂（講堂）、聖霊社、三重塔、仁王門、鐘楼、築垣などが建っていたことがわかっています。これらは天文 10 年（1541）に戦乱を避けて斑鳩寺に非難していた地元の人たちの小屋から出火して焼失してしまいました。その後再建が進み、寛文 8 年（1668）の（堂塔寺院之図）には中心部の諸堂と東・北・西方の三方をとりかこむように子院が立ち並ぶようすが描かれている。現在の斑鳩寺は、仁王門を背にして正面に講堂、西側に聖徳殿（太子堂）、東側に三重塔、鐘楼、聖霊社などが並び、子院の庫裏が所在します。境内は、基本的に中世の伽藍配置が保たれおり、史跡としての価値が高く、また、斑鳩寺の東を流れる富ノ小川は、14 世紀中頃に成立した播磨の地誌で、県指定文化財の『峰相記』に『川ヲハ富雄(小)川ト云、』と記される川であり、これも含めて境内とともに保存されるのが望ましい。

三 村 引き続き、境内の指定範囲について説明。資料において斑鳩寺境内の現況図と字限図に赤色の線で範囲を示す。

庫裏の保性院は、平成 17 年 3 月 18 日付で兵庫県指定文化財の建造物に指定を受けている。将来、庫裏の建てかえ予定があることから現状変更が予想され、今回の町指定からは除外している旨説明。

長久委員 富ノ小川は地番がないが、範囲に入っているのか？また、斑鳩寺境内として史跡として指定は可能か？

三 村 範囲に入っている。指定することも可能。

長久委員 現在の富ノ小川は、整備され安全対策上柵を設けてある。昔の状態はわからないのか？

三 村 昭和 50 年代に富ノ小川の三方をコンクリートをする計画があったが、景観的上好ましくないため、現状の底だけをコンクリートしている。

長久委員 現在水は流れていない。以前の東側の壁は石垣か、それとも土か。

三 村 両側は石垣であった。

長久委員 石垣だと思う。

三 村 将来、町道改修時に斑鳩寺の景観を考え、柵の変更を検討する。

長久委員 木の丸太のような物もある。

三 村 姫路城の史跡でも、景観にあった柵を作るよう行政指導があったということを聞いている。現在の斑鳩寺の柵の交換時に、景観にあった柵を考えていく。

長久委員 町指定にふさわしい柵に変更すべきでは？また、坊主山の西から10数本に枝分かれした内の一つを寺溝と呼んでおり、寺溝の斑鳩寺の東側部分を富ノ小川と呼んでいる。

三 村 鵜自治会に、寺溝の一部分である富ノ小川部分だけ史跡に指定することをお願いすることは可能か？

長久委員 軌道には乗ってないが、鵜まちづくり協議会で、昔の姿にもどして鯉やフナでも泳がそうとの考えをもっている。可能であればできるだけ忠実に復元したい。

三 村 史跡指定になれば、発掘調査など昔の状態を調査し、現存する資料から復元することは可能。

長久委員 指定を受ければ、やり易いのか。

三 村 そうである。

長久委員 指定に関しては賛成である。

三 村 史跡指定になれば、今の町指定文化財の講堂及び天神社、聖霊権現社を全て県指定文化財として認めてもらう予定。そのための申請を、平成21年度に行なう。

今回、境内が町指定になれば、講堂・天神社・精霊権現社を5月に斑鳩寺の一連の文化財として県指定に申請する。

広岡委員 現状変更の申請は？

三 村 斑鳩寺住職から、境内は、現在のところ修繕等の工事の予定はないと確認済み。史跡になれば、築地塀、土塀についても指定文化財になり、修理費が補助の対象となる。

長久委員 お金の問題か？

三 村 はい。町からの補助金が発生する。

事務局 境内を町の史跡指定にし、現在の3つの町指定の建物とともに、平成21年度に県の文化財指定候補に申請する。

長久委員 これらの手続きは時間がかかるのか。

三 村 いいえ、既に県の教育委員会と協議はできている。

そのために、社会教育審議会で答申いただいて、教育委員会で可決し、5月に県指定文化財申請を兵庫県教育委員会へ上げたいと考える。

長久委員 是非ともということか。

事務局 町指定したのちに県指定となると、県教育委員会の補助金が全体3分の1、町も3分の1、所有者及び管理者も3分の1の負担となる。たとえば、県指定の庫裏を建て替える場合、4億何千万円の建て替え費用が発生し、町負担は3分の1のため、1億何千万円の費用負担が発生する。よって、町文化財指定については、町の負担も重くなることも考慮する必要がある。今回史跡にすると土塀も新たに境内にはいり、補助金の対象となる。

長久委員 今は、庫裏が震度3ぐらいで倒れてしまう。

事務局 顕彰会保存会からの要望があり、庫裏を早く直したいとのことである。

県教育委員会では書写山円教寺の修理後、斑鳩寺を予定している。しかし、県も財政が厳しく、書写山が終了後、すぐに斑鳩寺への対応は困難であると考える。

- 室井委員** 境内を町史跡指定すると、現状維持を行うということか？
- 三 村** 指定すると、できない。
- 花谷委員** 加古川市の鶴林寺はどうなっているのか。
- 三 村** 史跡指定は受けていない。太子町の指定は、特殊であり鶴荘の荘園遺跡の中の斑鳩寺という考え方であり、県も同様である。鶴荘の中には、様々な遺跡が点在するため、これを荘園遺跡として、また、特に国も荘園遺跡を将来的に残すために、史跡にしたいということである。全国的には、大阪府泉佐野市の日根荘、群馬県太田市の新田荘の荘園遺跡として 2 箇所が指定されている、もう一箇所として鶴荘をとの要望があり鶴荘史跡等検討専門委員会を設置し、専門的な見地からの検討もお願いしている。町としては、将来的に斑鳩寺だけではなく、この聖徳太子のゆかりの鶴荘として指定をしようと考えている。
- 小林専門委員** 2 箇所と申し上げたが、平成 16 年度に宮城県の一関市に所在する骨寺村荘園遺跡が国の史跡指定になっており、現在 3 箇所である。
- 広岡委員** 国史跡指定としての可能性はどれくらいか？
- 事務局** 現段階ではわからない。
- 三 村** 鶴荘全体の啓発活動ができていない。史跡の啓発活動及び活用方法については、今まで町民に対しても啓発活動ができていない。そこで、鶴荘遺跡が史跡指定になれば活用方法や地域住民に対して公報を充実していかなければならない。来年度から鶴荘を対象としたマップを作成し、啓発活動を行なっていく。
- 長久委員** 保性院を外すのは、修復工事とのかねあいか？修復が終われば、指定範囲にいれるのか？
- 三 村** 保性院の裏手に将来副住職の住宅を建てたいとの意向を住職から聞いている。
- 三 村** 保性院の保存修理が終わった段階で、副住職に住んで生活していただきたいとお願いしている。
- 長久委員** 保存修理については、解体してどれだけ古いものを使うのか？
- 三 村** どれだけ使えるかは、県教育委員会が指示する。基本的には、古い部材は使う。瓦は 70 パーセント程度新しくなる。
- 長久委員** 玄関前の山茶花については？
- 三 村** そのまま保存する。昨年度、小山造園へ依頼し養生した。2 年間の保証付きである。
- 長久委員** 顕彰保存会の方からお金が出ている。3, 4 年以上はかかる。
- 三 村** 斑鳩寺保性院の保存は、予算面から 3 年計画、若しくは 4 年計画になる。
- 室井委員** 指定範囲について、744 - 2、744 - 3、745 - 2、745 - 3 が町道ではないか？
- 三 村** 744 - 2 と 745 - 2 は町道である。地籍図では、744 - 3 と 745 - 3 は境内地となっているが、町道として提供されているため範囲指定には入らない。資料に誤りがあり申し訳ない。
- 会 長** 今まで審議いただき、専門委員長の小林委員の説明と三村担当者からの補足説明があったが、質問ありますか？
- 無ければ、室井委員から順番に賛否をお伺いしたい。指定の範囲で保性院の所だ

け指定の範囲を省いている。また、富の小川が指定になれば、規制がかかる。現状を変更する時は、現状変更書を申請しなければならない。いかがか。

三 村 富の小川については、赤井の水利組合長の許可が必要である。組合長はどなたか？
長久委員 私です。

三 村 鵜荘の遺跡が指定になれば、寺溝だけではなくのほかの佐用岡溝やオキ溝なども指定にとの動きがあった場合、三方コンクリートであっても指定には問題はないと考える。

会 長 斑鳩寺境内を町の史跡指定文化財に指定してもよいか？

室井委員 指定については、賛成である。今後について保護と活用と啓発活動をしっかりお願いしたい。

各委員 賛成する。

会 長 審議した斑鳩寺境内については、賛同を得たものとし、町の指定文化財に指定すべきとし、教育委員会に答申する。他に質問等なければ平成20年度第1回太子町社会教育審議会を終了する。

(質問等なし。審議会終了)

太子町社会教育審議会規則第4条の規定に基づき、ここに署名する。

平成21年 6 月 9 日

委員

小寺 啓章



委員

室井 美千博



町指定

いかるがてらけいだい
史跡斑鳩寺境内

とみのおがわ
附 富ノ小川

所在地

太子町鵜 705-1・706-1・707・708・708-1・709・709-1・709-2・709-3・

738・739・740・741・742・743・744-3・745-3 17筆

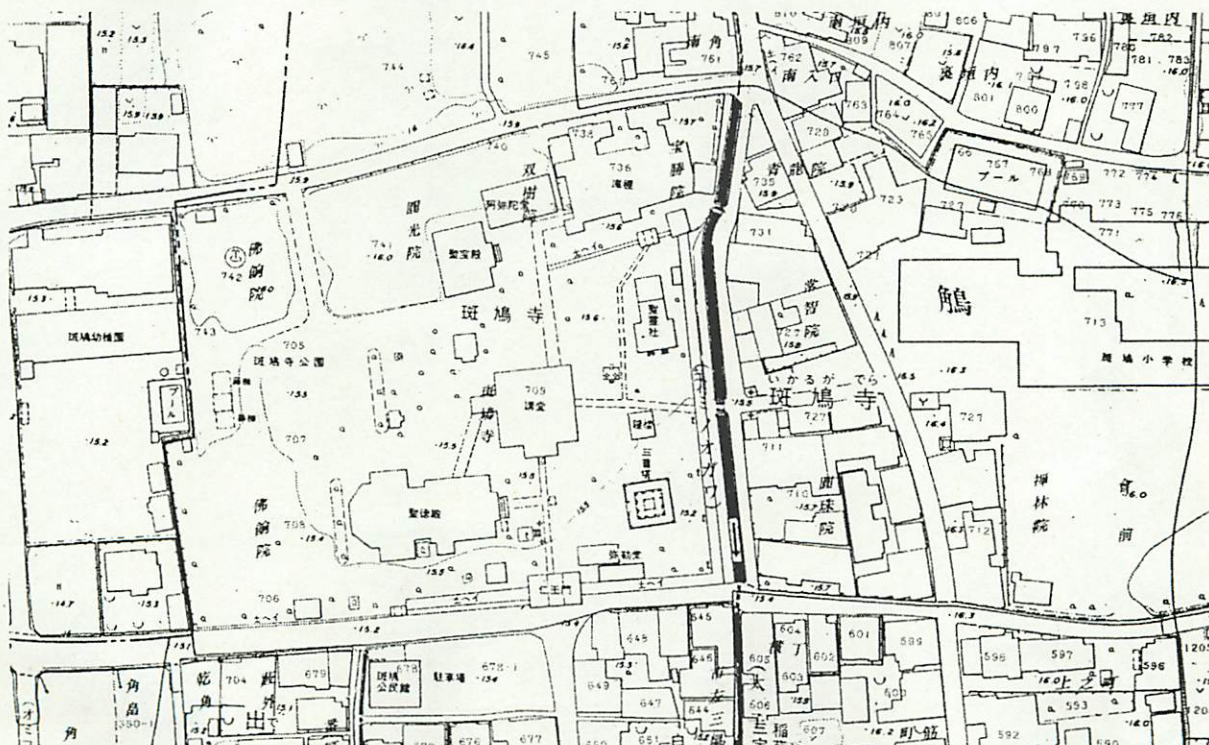
附 富ノ小川 (用水路)

面積

16, 172. 27 m² 附 富ノ小川

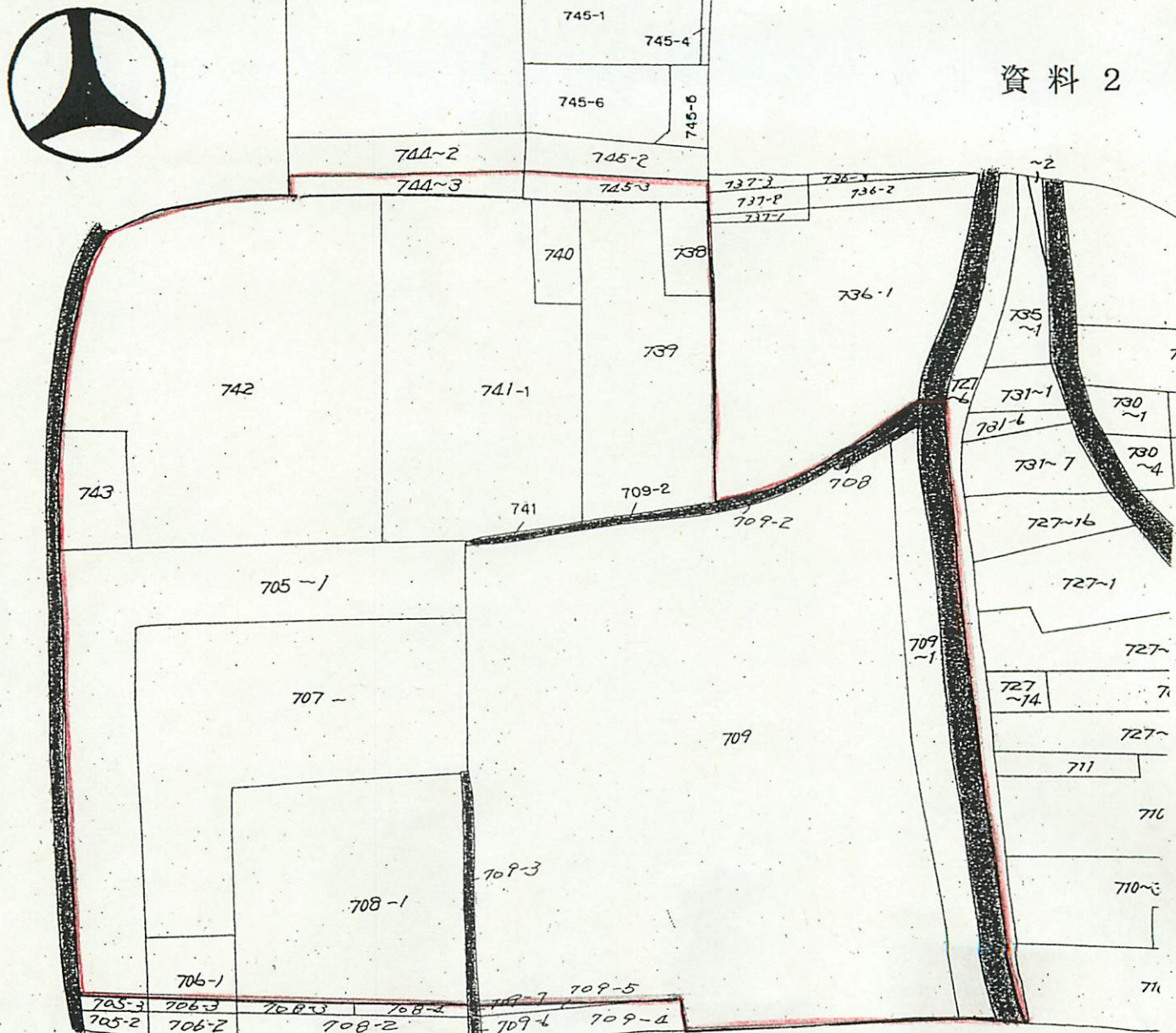
所有者・管理者

斑鳩寺・個人



斑鳩寺境内現況図

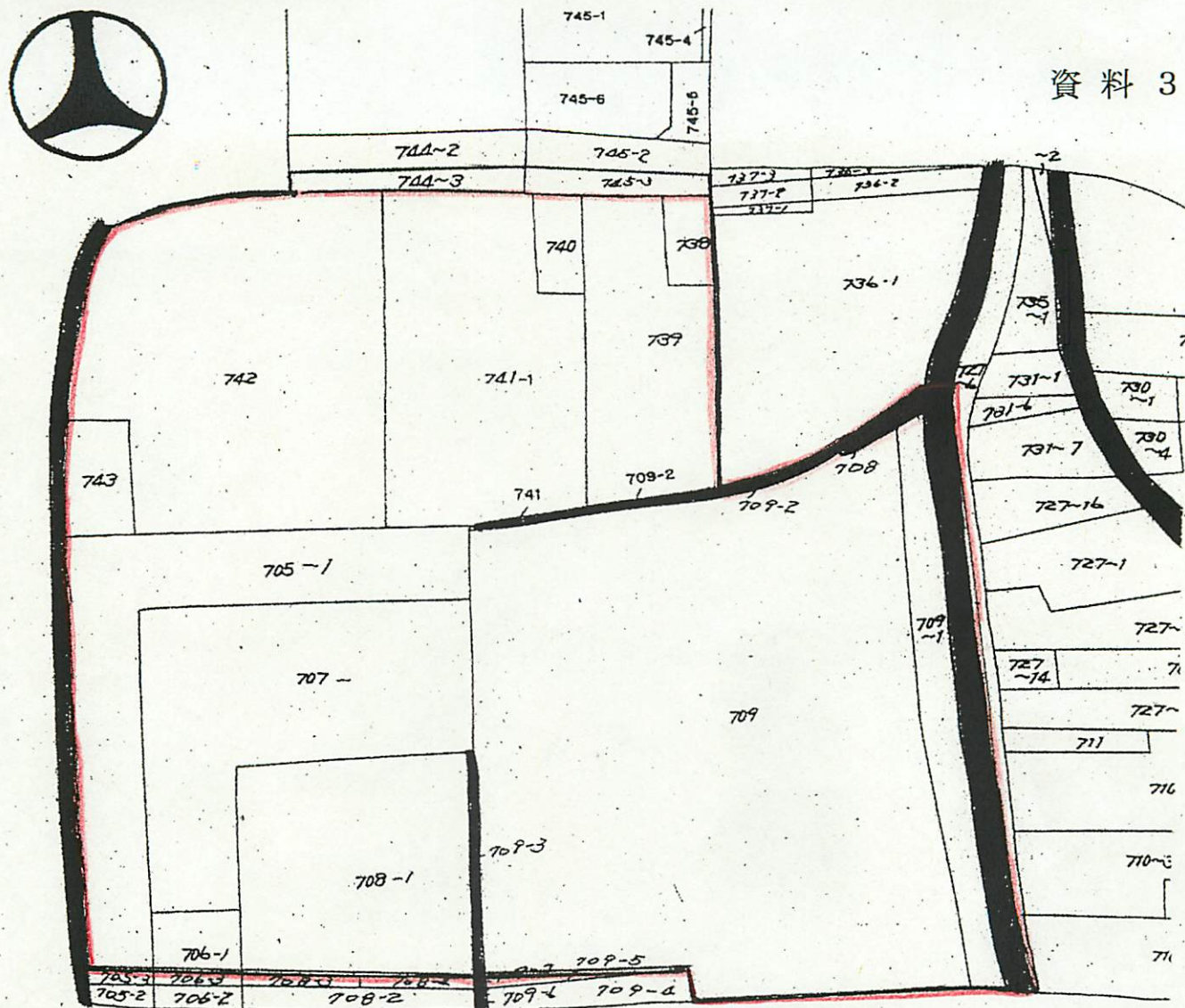
鵜荘において重要な役割を果たしてきた斑鳩寺は、法隆寺の別院として造営された。創建年代は明らかでないが、仁王門東北部の基壇から寛治5年(1091)と推定される文字瓦と平安時代後期の軒平瓦が出土していることから、11世紀後半に建立と考えられている。至徳3年(1386)の鵜荘絵図(嘉暦4年<1329>図の写)には本堂、太子堂、聖霊社が描かれており、戦国時代には、太子堂、本堂(講堂)、聖霊社、三重塔、仁王門、鐘楼、築垣などがあった。これらは天文10年(1541)に焼失したが、その後再建が進み、寛文8年(1668)の「堂塔寺院之図」には中心部の諸堂と東・北・西三方をとりかこむように子院が立ち並ぶようすが描かれている。現在の斑鳩寺は、仁王門を背にして正面に講堂、西側に聖徳殿(太子堂)、東側に三重塔、鐘楼、聖霊社などが並び、子院の庫裏が所在する。境内は、基本的に中世の伽藍配置が保たれおり、史跡としての価値が高い。また、斑鳩寺の東を流れる富ノ小川は、14世紀中頃に成立した播磨の地誌である『峰相記』に「川ヲハ富雄(小)川ト云、」と記される川であり、境内ととともに保存されるのが望ましい。



太子町指定文化財史跡候補 斑鳩寺境内指定区域地籍図

大字	小字	現地番	地目	地積	所有区分
熊	斑鳩寺	705-1	境内地	1,228.00	斑鳩寺
		706-1	境内地	23	斑鳩寺
		707	境内地	1,480.00	斑鳩寺
		708	境内地	20	斑鳩寺
		708-1	境内地	1,273.00	斑鳩寺
		709	境内地	7,176.00	斑鳩寺
		709-1	境内地	224	斑鳩寺
		709-2	境内地	76.03	斑鳩寺
		709-3	境内地	40.43	斑鳩寺
		738	墓地	56.00	斑鳩寺
		739	境内地	2,454.00	斑鳩寺
		740	墓地	13.00	斑鳩寺
		741	宅地	2.80	斑鳩寺
		742	境内地	1,963.40	斑鳩寺
		743	境内地	6.61	斑鳩寺
		744-3	境内地	103.00	斑鳩寺
		745-3	境内地	33.00	斑鳩寺
				16,172.27	

史跡候補斑鳩寺境内指定区域地番一覧表



太子町指定文化財史跡候補 斑鳩寺境内指定区域地籍図（訂正後）

大字	小字	現地番	地目	地積	所有区分
鳩	斑鳩寺	705-1	境内地	1,228.00	斑鳩寺
		706-1	境内地	23	斑鳩寺
		707	境内地	1,480.00	斑鳩寺
		708	境内地	20	斑鳩寺
		708-1	境内地	1,273.00	斑鳩寺
		709	境内地	7,176.00	斑鳩寺
		709-1	境内地	224	斑鳩寺
		709-2	境内地	76.03	斑鳩寺
		709-3	境内地	40.43	斑鳩寺
		738	墓地	56.00	斑鳩寺
		739	境内地	2,454.00	斑鳩寺
		740	墓地	13.00	斑鳩寺
		741	宅地	2.80	斑鳩寺
		742	境内地	1,963.40	斑鳩寺
		743	境内地	6.61	斑鳩寺
				16,036.27	

史跡候補斑鳩寺境内指定区域地番一覧表（訂正後）